

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能職員等（同法附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外の派遣職員（以下「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(企業職員又は技能職員等である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は技能職員等である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能職員等（同法附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外の派遣職員（以下「一般の派遣職員」という。）には、<u>人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</u></p> <p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(企業職員又は技能職員等である派遣職員の給与)</p> <p>第8条 企業職員又は技能職員等である派遣職員には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、</u></p>

適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（人事委員会が定める職員を除く。）に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。
 - (1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
 - (2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
 - (3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40
- 3 施行日から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（人事委員会が定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において改正前の条例第4条第1項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。
 - (1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
 - (2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
 - (3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40